

上天草市建築物等木材利用促進基本方針

第1 目的

木材は、再生可能な資源であり、その利用を促進させることは、地球温暖化の防止や森林の持つ多面的機能を維持・向上させ、林業・木材産業、建築・建設業、水産漁業など、地域経済の活性化に寄与するものであると考えられるため、当市では、「天草地域森林・林業・木材産業振興協議会」の会員として、熊本県や天草管内市町及び天草地域の森林・林業・木材産業団体と連携し、積極的に木材の利用に取り組んできた。

このような中、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」が施行されたことから、法第25条に規定する木材利用推進本部の「建築物における木材利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用推進本部決定）」及び「熊本県建築物等木材利用促進基本方針（令和4年1月4日施行）」に即して、市が直接又は市内各種団体への補助等により実施する公共施設・公共工事（以下「市等工事」という。）において木材の利用を一層促進し、この取組を市内の民間事業者、さらには市民にまで波及させることを目的として、同法第12条に基づく「上天草市建築物等木材利用促進基本方針」を定めるものとする。

用語の定義

- * 公共建築物等：公共施設と公共工事の総体
- * 公共施設：公共性の高い建築物及びその附帯施設
- * 公共工事：地方自治体が実施する河川、砂防、道路、公園、農業農村整備、治山・林道、その他の土木工事

第2 建築物等における木材の利用の促進を図るための基本的事項

1 市における森林・林業・木材産業の位置づけ

市の総面積は12,694haであり、森林面積は7,612haで総面積の60%を占めている。戦後植栽されたスギやヒノキの人工林の多くが本格的な利用期を迎えるため、この豊富な森林資源を積極的に利用することにより、林業や木材産業の振興に資するとともに、森林が持つ様々な公益的機能を十分に発揮させることが必要である。

2 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定の周知

市は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取り組みが進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努める。

(2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

市は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や

基本理念、本基本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行う。

(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

市が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた方針に即した取り組みを促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取り組み内容について情報発信する。

第3 市が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

1 木材の利用を促進すべき市等施設及び市等工事

(1) 市等施設の対象

広く市民の利用に供される学校施設、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、社会教育施設（図書館、公民館等）、運動施設（体育館等）、公園施設、道路や公共交通機関に係る施設、農林水産業関係施設、公営住宅、庁舎、公務員宿舎等の公共性の高い建築物及びその附帯施設とする。

(2) 市等工事の対象

公共工事で設置する施設（仮設物を含む）とする。

2 市等施設及び市等工事における木材の利用の目標

(1) 市等施設

ア 低層（3階建て以下）の公共施設は、原則として木造とする。ただし、法令上の規定がある場合、防災関連施設など用途面や、構造・耐久性など技術面から木材の利用が困難である場合等を除く。

イ 建築物の構造にかかわらず木質化が可能な床、壁等について木質化を促進する。特に、市民の目に触れる機会が多い施設の内装は木質化により整備する。

(2) 市等工事においては木材・木製品を用いた工法を検討し、積極的な木材の利用を図る。

(3) その他

ア 木材を原材料とした備品及び消耗品の利用を促進するほか、暖房器具又はボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料の利用を検討し、利用の促進を図る。

イ グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）は、同法の規定により策定された環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断基準を満たすことを目標とする。

ウ 歴史的・文化的価値を有する施設の整備に当たっては、その価値に相応しい木材の利用を図る。

第4 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

1 木材の供給等に携わる者の役割

(1) J A S製品など品質・性能の確かな木材又は合法性が証明された木材の低コスト化及

び木材の円滑な供給体制の整備に努める。また、木材の利用の促進に資する建築工法等に関する情報の提供や技術の研鑽に努める。

- (2) 建築物の整備の用に供する木材（大断面、長大材等の特殊材を含む。）の円滑な供給を図るため、発注者や設計者等との情報の共有化に努める。

2 市の役割

- (1) 広域的視点に立った木材の効率的かつ安定的な供給を図るため、木材関係団体に対し指導及び助言を行う。
- (2) 木材の確保に当たっては、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき無秩序な伐採の防止に努めるとともに、再造林など適確な更新の確保を図る。

第5 その他市の建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 木造計画・設計基準等の活用

建築物の整備に当たっては、木造施設の設計（基本計画、基本設計及び実施設計）に関する技術的な事項及び標準的な手法を定め、設計の効率化と性能の確保を図ることを目的として定める木造計画・設計基準（国土交通省）（以下「木造基準」という。）や、くまもと県産木材による木造建築物普及の手引き（熊本県）の活用を図る。

2 木材の地産地消の促進

- (1) 県内で生産又は製造された県産資材（丸太、製材品、内装材、合板集成材、ペレット、チップ、その他の加工品）の優先使用に努める。
- (2) 民間が整備する公共性の高い建築物においても、木材を利用する意義への理解と協力が得られるよう働きかける。

3 公共建築物等における木材の利用の促進に関して必要な事項

公共建築物等における県産木材の積極的な利用を促進するため、木材の利用と供給に関する相談窓口を設置する。

4 公共建築物の整備等において考慮すべき事項

- (1) 木材の利用に当たり、一般に流通している木材を使用するなど設計上の工夫又は効率的な木材調達等によりコストを考慮する。
- (2) 建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等も含めたライフサイクルコストを考慮する。
- (3) 近年技術開発が急速に進んできている新たな木質部材（木質耐火部材、接着重ね材、CLT（直交集成板）等）の活用に努める。
- (4) 建築基準法の改正（平成26年法律第54号）により、3階建ての木造の学校や、延べ面積3,000㎡を超える木造建築物について、一定の防火措置を行うことで主要構造部の木材を防火被覆せずに見せながら使える準耐火構造等での建築が可能となった

ことを考慮する。

- (5) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められた木造建築物の耐用年数は非木造建築物に比較し短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った建築物は、長期にわたり利用が可能であることを考慮する。
- (6) 木質バイオマスを燃料として利用する場合は、処理経費等のコスト縮減を図りながら、燃焼灰の有効活用に努める。

附則

この方針は、平成24年1月23日から施行する。

附則

この方針は、令和5年2月7日から施行する。